

長野県告示第44号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業期間 平成15年12月4日から平成16年3月19日まで
- 3 作業地域 飯田市 山本・三穂 地内

監理課

長野県告示第45号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成16年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年2月17日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 戸隠篠ノ井線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井有旅字向1271番の4地先から 長野市篠ノ井有旅字前田707番地先まで	旧	m 4.0～10.5	km 0.1000
同上	新	4.0～6.5	0.1000

道路維持課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

職員サポートセンター（仮称）コールトラッキングシステム構築業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月31日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去にコールセンター又はヘルプデスクで使用する同種のシステムを構築した実績を有すること。

3 入札説明書の交付場所、契約事項等を示す場所及び問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県経営戦略局人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

電話 026 (235) 7166

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年2月5日（木）午前10時から
- (2) 場所 長野県庁西庁舎303号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年2月13日（金）午前10時
イ 場所 長野県庁西庁舎402号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年2月12日（木）午後5時
イ 場所 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県経営戦略局人事活性化チーム職員サポートセ
ンター準備室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

人事活性化チーム職員サポートセンター準備室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年2月2日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年1月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あづみ野リ・ネット

3 代表者の氏名

関本善一

4 主たる事務所の所在地

南安曇郡豊科町大字豊科1038番地

5 定款に記載された目的

この法人は、ITを活用することにより、地域住民や障害者、高齢者及び子育て中の人の生活の利便性の向上、情報化社会の実現及び地域活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年2月2日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッショセンタしまむら箕輪店
上伊那郡箕輪町897-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社
埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年9月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,240平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 61台
- (2) 駐輪場の収容台数 22台
- (3) 荷さばき施設の面積 103平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 50立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成16年1月22日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

10 縦覧の期間

平成16年2月2日から平成16年6月2日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

小県郡長門町における県営長門地区深山換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年2月2日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営長門地区深山換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年2月3日から3月2日まで

3 縦覧の場所

小県郡長門町役場

農村整備課

公告

木曽郡木曾福島町における県営木曾中部地区猪子島換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年2月2日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営木曾中部地区猪子島換地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年2月3日から3月2日まで

3 縦覧の場所

木曽郡木曾福島町役場

農村整備課

公告

平成16年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成16年2月2日

長野県知事 田中康夫

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	ha 2,009.06
	土砂流出防備保安林	83.06
千曲川中流（小県郡、上田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,650.25
	土砂流出防備保安林	53.74
千曲川下流（更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,796.69
	土砂流出防備保安林	319.07
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,970.85
	土砂流出防備保安林	541.43
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,102.26
	土砂流出防備保安林	786.85
木曽谷（木曽郡）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,141.92
	土砂流出防備保安林	270.35

中部山岳南部（東筑摩郡、南安曇郡、松本市、塩尻市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,794.04
	土砂流出防備保安林	702.32
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、八坂村及び美麻村、大町市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	204.93
	土砂流出防備保安林	109.90
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源かん養保安林	307.42
	土砂流出防備保安林	72.94
諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
下伊那郡上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
東筑摩郡明科町大字光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡波田町字立挾8899ほか2筆	保健保安林	3.42
東筑摩郡坂井村字水室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
南安曇郡豊科町大字光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ケ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塙崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林保全課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成16年2月2日

長野県公営企業管理者 古林 弘充

名 称 所 在 地 指定年月日

齊藤建設 千曲市大字戸倉2047番地3 平成16年1月28日

水道課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年2月2日

長野県公安委員会

1 講習会の受講対象者、日時、場所及び収集範囲

別表のとおりとする。

2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獵銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参考範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であつて、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	3月3日 (水)	午後1時から午後4時まで	千曲会場	北信
	3月10日 (水)		飯田会場	南信

生活保安課

正

誤

平成16年1月26日付け長野県告示第36号「解除予定保安林」中

ページ 節所

誤

正

3 告示文中 1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穂字東館7149の16

1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穂字東館7149の16（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び下高井郡山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）